

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

平成 年 月 日

宍粟市長 様

名称：
届出者 住所：
代表者： ⑩

(担当者) 所属・氏名 ()
連絡先 ()

工場立地法第 6 条第 1 項（第 7 条第 1 項，第 8 条第 1 項，工場立地の調査に関する法律の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 108 号。以下「一部改正法」という。）附則第 3 条第 1 項）の規定により，特定工場の新設（変更）について，次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置場所			
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容，電気供給業，ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）			
3	特定工場の敷地面積	(新設の場合)	㎡	
		(変更の場合)	変更前	㎡
4	特定工場の建築面積	(新設の場合)	㎡	
		(変更の場合)	変更前	㎡
5	特定工場における生産施設の面積	別紙 1 のとおり		
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙 2 のとおり		
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙 3 のとおり		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙 4 のとおり		
9	特定工場の新設（変更）のための工事開始予定日	造成工事	年 月 日	
		施設の設置工事	年 月 日	
※	整理番号	※備考		
※	受理年月日			
※	審査結果			

備考 1. ※印の欄には，記載しないこと。

- 6欄から8欄について，規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は，1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を，工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を，それぞれ除く。）に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は，1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を，工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を，それぞれ除く。）に記載するとともに，2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については，変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は，1欄及び9欄に記載するとともに，2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については，変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 9欄については，埋立及び造成工事を行う場合にあっては「造成工事等」の欄に，生産施設，緑地等の施設の設置工場を行う場合にあっては「施設の設置工事」の欄に，それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは，図面，表等をやむを得ないものを除き，日本工業規格A4とすること。